鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業
工事地名	相武国道事務所管内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	相武国道事務所　管理第二課	
３）	工事番号	2026000002	
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	道路維持工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	731日間　自　令和 8年 4月 1日	
		（当初）　至　令和10年 3月31日	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	
９）	施 工 県	東京都	
１０）	地　　区	八王子地区	
１１）	河川・路線	一般国道１６号	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月	
１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
１４）	単価適用年月	2025年12月	
１５）	歩掛適用年月	2025年12月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	12,370,000	
２３）	公 告 日	令和 8年 1月30日	
２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業	事業区分	
		工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格		式	1		77,530,000			1年目
工事価格		式	1		77,530,000			2年目
工事価格		式	1		155,060,000			工事全体
消費税相当額		式	1		15,506,000			
工事費計		式	1		170,566,000			

国土交通省 関東地方整備局

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）
工事地名	相武国道事務所管内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	相武国道事務所　管理第二課	
３）	工事番号	2026000002	
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	道路維持工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	731日間　自　令和 8年 4月 1日	
		（当初）　至　令和10年 3月31日	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	
９）	施 工 県	東京都	
１０）	地　　区	八王子地区	
１１）	河川・路線	一般国道１６号	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月	
１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
１４）	単価適用年月	2026年 3月	
１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	12,370,000	
２３）	公 告 日	令和 8年 1月30日	
２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持		式	1		43,522,254			
道路清掃工 R8年度		式	1		37,672,528			
路面清掃工 R8年度		式	1		20,807,988			
路面清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km	248	10,610	2,631,280			単-1号
路面清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km	355	14,620	5,190,100			単-2号
落葉清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km	267	11,530	3,078,510			単-3号
落葉清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km	79	16,170	1,277,430			単-4号
路面清掃(歩道･人力) 【昼間】	歩道　塵埃量少ない	m2	620,465	13.91	8,630,668			単-5号
発生材処理 R8年度		式	1		10,007,040			
塵埃運搬 【昼間】		回	80	5,463	437,040			単-6号
塵埃処分費	路面清掃発生材処理	m3	290	33,000	9,570,000			単-7号
排水施設清掃工 R8年度		式	1		4,057,500			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
側溝清掃ＩＡ 【昼間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50％未満	m	250	2,238	559,500			単-8号
側溝清掃ＩＢ 【夜間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50％未満	m	250	3,227	806,750			単-9号
側溝清掃ⅡＡ 【昼間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	m	250	1,717	429,250			単-10号
側溝清掃ⅡＢ 【夜間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	m	250	2,539	634,750			単-11号
排水管清掃ＩＡ 【昼間】	管径200mm以上400mm未満　堆積率50％未満	m	250	1,176	294,000			単-12号
排水管清掃ＩＢ 【夜間】	管径200mm以上400mm未満　堆積率50％未満	m	250	1,700	425,000			単-13号
集水桝清掃Ａ 【昼間】	泥土堆積厚 20cm未満	箇所	150	2,463	369,450			単-14号
集水桝清掃Ｂ 【夜間】	泥土堆積厚 20cm未満	箇所	150	3,592	538,800			単-15号
発生材処理 R8年度		式	1		2,800,000			
汚泥処分費	排水施設清掃発生材処理費	t	80	35,000	2,800,000			単-16号
雑作業工 R8年度		式	1		2,888,926			
雑作業 R8年度		式	1		2,888,926			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
雑作業Ａ 【昼間】		式	1		2,421,832			内-1号
雑作業Ｂ 【夜間】		式	1		467,094			内-2号
仮設工 R8年度		式	1		2,960,800			
交通管理工 R8年度		式	1		2,960,800			
交通誘導警備員 Ａ【昼間】		人日	50	20,910	1,045,500			単-17号
交通誘導警備員 Ｂ【昼間】		人日	30	19,080	572,400			単-18号
交通誘導警備員 Ａ【夜間】		人日	20	31,370	627,400			単-19号
交通誘導警備員 Ｂ【夜間】		人日	25	28,620	715,500			単-20号
直接工事費		式	1		43,522,254			
共通仮設費		式	1		4,687,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		4,687,000			
純工事費		式	1		48,209,254			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		18,989,000			
工事原価		式	1		67,198,254			
一般管理費等		式	1		10,331,746			
工事価格		式	1		77,530,000			
消費税相当額		式	1		7,753,000			
工事費計		式	1		85,283,000			

一式当たり内訳書

雑作業Ａ

第　1号内訳書　　【昼間】

単価使用年月	2026．3
歩掛使用年月	2026．3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	10	35,088	350,880			
普通作業員		人	20	27,540	550,800			
ライトバン［ガソリンエンジン・二輪駆動］	乗車定員５名　排気量１．５Ｌ	時間	50	7,454	372,700			
トラック［普通型］	２ｔ積	時間	50	6,928	346,400			
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	100	7,003	700,300			
側溝清掃車［ロータリーブロワ式］	６．０ｍ３級	時間	8	6,534	52,272			
排水管清掃車［高圧水洗浄式］	タンク容量５．３～５．８ｍ３　圧力１２ＭＰａ	時間	8	6,060	48,480			
合　計					2,421,832			

一式当たり内訳書

雑作業Ｂ

第　2号内訳書　　【夜間】

単価使用年月	2026．3
歩掛使用年月	2026．3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	1	52,632	52,632			
普通作業員		人	1	41,310	41,310			
ライトバン［ガソリンエンジン・二輪駆動］	乗車定員５名　排気量１．５Ｌ	時間	8	10,720	85,760			
トラック［普通型］	２ｔ積	時間	8	9,670	77,360			
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	8	9,222	73,776			
側溝清掃車［ロータリーブロワ式］	６．０ｍ３級	時間	8	8,753	70,024			
排水管清掃車［高圧水洗浄式］	タンク容量５．３～５．８ｍ３　圧力１２ＭＰａ	時間	8	8,279	66,232			
合　計					467,094			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	路面清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	単位	km	数量	1	単価	10,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) ﾌﾞﾗｼ式 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ M7000314無 12L 清掃車貸与 ﾌﾞﾗｼ持込 ﾌﾞﾗｼ式 0.276時間/km 有	ｋｍ	1	10,610	10,610	
計					10,610	
単価					10,610	円／km

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－2号	路面清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	単位	km	数量	1	単価	14,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) ﾌﾞﾗｼ式 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ M7000314無 12L 清掃車貸与 ﾌﾞﾗｼ持込 ﾌﾞﾗｼ式 0.272時間/km 有	ｋｍ	1	14,620	14,620	
計					14,620	
単価					14,620	円／km

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	落葉清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	単位	km	数量	1	単価	11,530

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) ﾌﾞﾗｼ式 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ M7000314無 12L 清掃車貸与 ﾌﾞﾗｼ持込 ﾌﾞﾗｼ式 0.3時間/km 有	ｋｍ	1	11,530	11,530	
計					11,530	
単価					11,530	円／km

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－4号	落葉清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	単位	km	数量	1	単価	16,170

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) ﾌﾞﾗｼ式 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ M7000314無 12L 清掃車貸与 ﾌﾞﾗｼ持込 ﾌﾞﾗｼ式 0.301時間/km 有	ｋｍ	1	16,170	16,170	
計					16,170	
単価					16,170	円／km

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	路面清掃(歩道･人力) 【昼間】	歩道　塵埃量少ない	単位	m2	数量	1	単価	13.91

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（歩道等・人力）	歩道 少ない	ｍ２	1	13.91	13.91	
計					13.91	
単価					13.91	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	塵埃運搬 【昼間】		単位	回	数量	1	単価	5,463

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	0.78	7,003	5,462.34	
計					5,462.34	
単価					5,463	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	塵埃処分費	路面清掃発生材処理	単位	m3	数量	1	単価	33,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	33,000	33,000	
計					33,000	
単価					33,000	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	側溝清掃ＩＡ 【昼間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50％未満	単位	m	数量	1	単価	2,238

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃（機械組合せ）　清掃作業	0.125m2以上0.5m2未満 50%未満 高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	m	1	1,827	1,827	
側溝清掃（機械組合せ）　移動	高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	ｋｍ	0.38	1,079	410.02	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.98	
計					2,238	
単価					2,238	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－9号	側溝清掃ＩＢ 【夜間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50％未満	単位	m	数量	1	単価	3,227

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃（機械組合せ）　清掃作業	0.125m2以上0.5m2未満 50%未満 高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	m	1	2,635	2,635	
側溝清掃（機械組合せ）　移動	高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	ｋｍ	0.38	1,557	591.66	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.34	
計					3,227	
単価					3,227	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	側溝清掃ⅡＡ 【昼間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	単位	m	数量	1	単価	1,717

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃（単独作業）　清掃作業	0.04m3/m 各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	m	1	386.8	386.8	
側溝清掃（単独作業）　移動	各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	ｋｍ	0.57	902.4	514.36	
側溝蓋撤去・設置	40kg以上80kg以下	枚	1.66	490.9	814.89	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.95	
計					1,717	
単価					1,717	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－11号	側溝清掃ⅡＢ 【夜間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	単位	m	数量	1	単価	2,539

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃（単独作業）　清掃作業	0.04m3/m 各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	m	1	565.2	565.2	
側溝清掃（単独作業）　移動	各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	ｋｍ	0.57	1,318	751.26	
側溝蓋撤去・設置	40kg以上80kg以下	枚	1.66	736.3	1,222.25	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.29	
計					2,539	
単価					2,539	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	排水管清掃ＩＡ 【昼間】	管径200㎜以上400㎜未満　堆積率50％未満	単位	m	数量	1	単価	1,176

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管渠清掃（機械清掃工）　清掃作業	管径200㎜以上400㎜未満 50%未満 高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	m	1	936.6	936.6	
管渠清掃（機械清掃工）　移動	高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	ｋｍ	0.21	1,139	239.19	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.21	
計					1,176	
単価					1,176	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－13号	排水管清掃ＩＢ 【夜間】	管径200㎜以上400㎜未満　堆積率50％未満	単位	m	数量	1	単価	1,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管渠清掃（機械清掃工）　清掃作業	管径200㎜以上400㎜未満 50%未満 高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	m	1	1,354	1,354	
管渠清掃（機械清掃工）　移動	高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	ｋｍ	0.21	1,647	345.87	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.13	
計					1,700	
単価					1,700	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	集水桝清掃Ａ 【昼間】	泥土堆積厚 20cm未満	単位	箇所	数量	1	単価	2,463

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
集水桝清掃（単独作業）	0.096h/個 各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	個	1	2,463	2,463	
計					2,463	
単価					2,463	円／箇所

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－15号	集水桝清掃Ｂ 【夜間】	泥土堆積厚 20cm未満	単位	箇所	数量	1	単価	3,592

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
集水桝清掃（単独作業）	0.096h/個 各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	個	1	3,592	3,592	
計					3,592	
単価					3,592	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	汚泥処分費	排水施設清掃発生材処理費	単位	t	数量	1	単価	35,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	35,000	35,000	
計					35,000	
単価					35,000	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	交通誘導警備員 Ａ【昼間】		単位	人日	数量	1	単価	20,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	20,910	20,910	
計					20,910	
単価					20,910	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	交通誘導警備員 B【昼間】		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－19号	交通誘導警備員 A【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	31,370

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	31,370	31,370	
計					31,370	
単価					31,370	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－20号	交通誘導警備員 B【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	28,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,620	28,620	
計					28,620	
単価					28,620	円／人日

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）
工事地名	相武国道事務所管内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	相武国道事務所　管理第二課	
３）	工事番号	2026000002	
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	道路維持工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	731日間　自　令和 8年 4月 1日	
		（当初）　至　令和10年 3月31日	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	
９）	施 工 県	東京都	
１０）	地　　区	八王子地区	
１１）	河川・路線	一般国道１６号	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月	
１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
１４）	単価適用年月	2026年 3月	
１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	12,370,000	
２３）	公 告 日	令和 8年 1月30日	
２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持		式	1		43,522,254			
道路清掃工 R9年度		式	1		37,672,528			
路面清掃工 R9年度		式	1		20,807,988			
路面清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km	248	10,610	2,631,280			単-1号
路面清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km	355	14,620	5,190,100			単-2号
落葉清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km	267	11,530	3,078,510			単-3号
落葉清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km	79	16,170	1,277,430			単-4号
路面清掃(歩道･人力) 【昼間】	歩道　塵埃量少ない	m2	620,465	13.91	8,630,668			単-5号
発生材処理 R9年度		式	1		10,007,040			
塵埃運搬 【昼間】		回	80	5,463	437,040			単-6号
塵埃処分費	路面清掃発生材処理	m3	290	33,000	9,570,000			単-7号
排水施設清掃工 R9年度		式	1		4,057,500			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
側溝清掃ＩＡ 【昼間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50％未満	m	250	2,238	559,500			単-8号
側溝清掃ＩＢ 【夜間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50％未満	m	250	3,227	806,750			単-9号
側溝清掃ⅡＡ 【昼間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	m	250	1,717	429,250			単-10号
側溝清掃ⅡＢ 【夜間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	m	250	2,539	634,750			単-11号
排水管清掃ＩＡ 【昼間】	管径200mm以上400mm未満　堆積率50％未満	m	250	1,176	294,000			単-12号
排水管清掃ＩＢ 【夜間】	管径200mm以上400mm未満　堆積率50％未満	m	250	1,700	425,000			単-13号
集水桝清掃Ａ 【昼間】	泥土堆積厚 20cm未満	箇所	150	2,463	369,450			単-14号
集水桝清掃Ｂ 【夜間】	泥土堆積厚 20cm未満	箇所	150	3,592	538,800			単-15号
発生材処理 R9年度		式	1		2,800,000			
汚泥処分費	排水施設清掃発生材処理費	t	80	35,000	2,800,000			単-16号
雑作業工 R9年度		式	1		2,888,926			
雑作業 R9年度		式	1		2,888,926			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
雑作業Ａ 【昼間】		式	1		2,421,832			内-1号
雑作業Ｂ 【夜間】		式	1		467,094			内-2号
仮設工 R9年度		式	1		2,960,800			
交通管理工 R9年度		式	1		2,960,800			
交通誘導警備員 Ａ【昼間】		人日	50	20,910	1,045,500			単-17号
交通誘導警備員 Ｂ【昼間】		人日	30	19,080	572,400			単-18号
交通誘導警備員 Ａ【夜間】		人日	20	31,370	627,400			単-19号
交通誘導警備員 Ｂ【夜間】		人日	25	28,620	715,500			単-20号
直接工事費		式	1		43,522,254			
共通仮設費		式	1		4,687,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		4,687,000			
純工事費		式	1		48,209,254			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		18,989,000			
工事原価		式	1		67,198,254			
一般管理費等		式	1		10,331,746			
工事価格		式	1		77,530,000			
消費税相当額		式	1		7,753,000			
工事費計		式	1		85,283,000			

一式当たり内訳書

雑作業Ａ

第　1号内訳書　　【昼間】

単価使用年月	2026．3
歩掛使用年月	2026．3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	10	35,088	350,880			
普通作業員		人	20	27,540	550,800			
ライトバン［ガソリンエンジン・二輪駆動］	乗車定員５名　排気量１．５Ｌ	時間	50	7,454	372,700			
トラック［普通型］	２ｔ積	時間	50	6,928	346,400			
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	100	7,003	700,300			
側溝清掃車［ロータリーブロワ式］	６．０ｍ３級	時間	8	6,534	52,272			
排水管清掃車［高圧水洗浄式］	タンク容量５．３～５．８ｍ３　圧力１２ＭＰａ	時間	8	6,060	48,480			
合　計					2,421,832			

一式当たり内訳書

雑作業Ｂ

第　2号内訳書　　【夜間】

単価使用年月	2026．3
歩掛使用年月	2026．3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人	1	52,632	52,632			
普通作業員		人	1	41,310	41,310			
ライトバン［ガソリンエンジン・二輪駆動］	乗車定員５名　排気量１．５Ｌ	時間	8	10,720	85,760			
トラック［普通型］	２ｔ積	時間	8	9,670	77,360			
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	8	9,222	73,776			
側溝清掃車［ロータリーブロワ式］	６．０ｍ３級	時間	8	8,753	70,024			
排水管清掃車［高圧水洗浄式］	タンク容量５．３～５．８ｍ３　圧力１２ＭＰａ	時間	8	8,279	66,232			
合　計					467,094			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	路面清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	単位	km	数量	1	単価	10,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) ﾌﾞﾗｼ式 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ M7000314無 12L 清掃車貸与 ﾌﾞﾗｼ持込 ﾌﾞﾗｼ式 0.276時間/km 有	ｋｍ	1	10,610	10,610	
計					10,610	
単価					10,610	円／km

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－2号	路面清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	単位	km	数量	1	単価	14,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) ﾌﾞﾗｼ式 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ M7000314無 12L 清掃車貸与 ﾌﾞﾗｼ持込 ﾌﾞﾗｼ式 0.272時間/km 有	ｋｍ	1	14,620	14,620	
計					14,620	
単価					14,620	円／km

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	落葉清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	単位	km	数量	1	単価	11,530

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) ﾌﾞﾗｼ式 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ M7000314無 12L 清掃車貸与 ﾌﾞﾗｼ持込 ﾌﾞﾗｼ式 0.3時間/km 有	ｋｍ	1	11,530	11,530	
計					11,530	
単価					11,530	円／km

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－4号	落葉清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	単位	km	数量	1	単価	16,170

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) ﾌﾞﾗｼ式 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ M7000314無 12L 清掃車貸与 ﾌﾞﾗｼ持込 ﾌﾞﾗｼ式 0.301時間/km 有	ｋｍ	1	16,170	16,170	
計					16,170	
単価					16,170	円／km

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	路面清掃(歩道･人力) 【昼間】	歩道　塵埃量少ない	単位	m2	数量	1	単価	13.91

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃（歩道等・人力）	歩道 少ない	ｍ２	1	13.91	13.91	
計					13.91	
単価					13.91	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	塵埃運搬 【昼間】		単位	回	数量	1	単価	5,463

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	0.78	7,003	5,462.34	
計					5,462.34	
単価					5,463	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	塵埃処分費	路面清掃発生材処理	単位	m3	数量	1	単価	33,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	33,000	33,000	
計					33,000	
単価					33,000	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	側溝清掃ＩＡ 【昼間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50％未満	単位	m	数量	1	単価	2,238

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃（機械組合せ）　清掃作業	0.125m2以上0.5m2未満 50%未満 高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	m	1	1,827	1,827	
側溝清掃（機械組合せ）　移動	高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	ｋｍ	0.38	1,079	410.02	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.98	
計					2,238	
単価					2,238	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－9号	側溝清掃ＩＢ 【夜間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50％未満	単位	m	数量	1	単価	3,227

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃（機械組合せ）　清掃作業	0.125m2以上0.5m2未満 50%未満 高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	m	1	2,635	2,635	
側溝清掃（機械組合せ）　移動	高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	ｋｍ	0.38	1,557	591.66	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.34	
計					3,227	
単価					3,227	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	側溝清掃ⅡＡ 【昼間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	単位	m	数量	1	単価	1,717

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃（単独作業）　清掃作業	0.04m3/m 各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	m	1	386.8	386.8	
側溝清掃（単独作業）　移動	各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	ｋｍ	0.57	902.4	514.36	
側溝蓋撤去・設置	40kg以上80kg以下	枚	1.66	490.9	814.89	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.95	
計					1,717	
単価					1,717	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－11号	側溝清掃ⅡＢ 【夜間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	単位	m	数量	1	単価	2,539

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
側溝清掃（単独作業）　清掃作業	0.04m3/m 各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	m	1	565.2	565.2	
側溝清掃（単独作業）　移動	各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	ｋｍ	0.57	1,318	751.26	
側溝蓋撤去・設置	40kg以上80kg以下	枚	1.66	736.3	1,222.25	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.29	
計					2,539	
単価					2,539	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	排水管清掃ＩＡ 【昼間】	管径200㎜以上400㎜未満　堆積率50％未満	単位	m	数量	1	単価	1,176

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管渠清掃（機械清掃工）　清掃作業	管径200㎜以上400㎜未満 50%未満 高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	m	1	936.6	936.6	
管渠清掃（機械清掃工）　移動	高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	ｋｍ	0.21	1,139	239.19	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.21	
計					1,176	
単価					1,176	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－13号	排水管清掃ＩＢ 【夜間】	管径200㎜以上400㎜未満　堆積率50％未満	単位	m	数量	1	単価	1,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
管渠清掃（機械清掃工）　清掃作業	管径200㎜以上400㎜未満 50%未満 高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	m	1	1,354	1,354	
管渠清掃（機械清掃工）　移動	高圧水洗浄式 ﾀﾝｸ容量5.3～5.8m3 貸与 各種 K9300318無 貸与 散水車なし 標準	ｋｍ	0.21	1,647	345.87	
諸雑費（まるめ）		式	1		0.13	
計					1,700	
単価					1,700	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	集水桝清掃Ａ 【昼間】	泥土堆積厚 20cm未満	単位	箇所	数量	1	単価	2,463

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
集水桝清掃（単独作業）	0.096h/個 各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	個	1	2,463	2,463	
計					2,463	
単価					2,463	円／箇所

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－15号	集水桝清掃Ｂ 【夜間】	泥土堆積厚 20cm未満	単位	箇所	数量	1	単価	3,592

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
集水桝清掃（単独作業）	0.096h/個 各種 M9300318無 9.6L 貸与 標準	個	1	3,592	3,592	
計					3,592	
単価					3,592	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	汚泥処分費	排水施設清掃発生材処理費	単位	t	数量	1	単価	35,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	35,000	35,000	
計					35,000	
単価					35,000	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	交通誘導警備員 Ａ【昼間】		単位	人日	数量	1	単価	20,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	20,910	20,910	
計					20,910	
単価					20,910	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	交通誘導警備員 B【昼間】		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－19号	交通誘導警備員 A【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	31,370

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	31,370	31,370	
計					31,370	
単価					31,370	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－20号	交通誘導警備員 B【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	28,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,620	28,620	
計					28,620	
単価					28,620	円／人日

Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業

特　記　仕　様　書

令和８年１月

国土交通省関東地方整備局
相　武　国　道　事　務　所

第 １ 章　　総　則

第１条 適　　用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（以下「本作業」という。）の施工に適用する。
２．本作業の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
３．本特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html
４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条 履行場所

本作業の履行場所は、相武国道事務所管内とする。

第３条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第４条 作業責任者

この契約の履行に関し、作業現場における作業を適正に実施するため、当該作業の施工計画の作成、工程管理、その他の技術上の管理及び当該作業に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う作業責任者を配置するものとする。
なお、本作業の作業責任者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。
また、現場代理人及び作業責任者はこれを兼ねることができるものとする。

第５条 コリンズ（CORINS）への登録

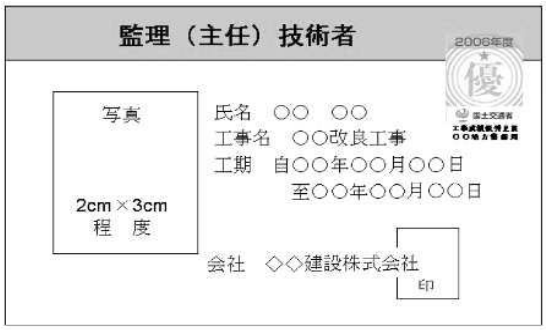
１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。
起終点 東京都八王子市大和田町４－３－１３ 相武国道事務所
緯度 35° 39′ 49.3″ 経度 139° 21′ 19.5″

第７条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色若しくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することができるものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第８条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

(1)　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2)　受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)　工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局及び相武国道事務所のホームページにより公表する。

(4)　低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（**別紙様式－０－１～１０**）

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査〈工事費〉	元請、下請の工事費内訳

第９条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報

者等から当該作業に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１０条 工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式ー１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１１条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドラインによるものとする。

第１２条 情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。
２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）
３.監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
５.受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１３条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。
「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」
（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１４条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１５条 ワンデーレスポンス

１．本作業はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１６条 契約内容の変更手続きについて

本作業における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本作業における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１７条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第１８条 スライド条項

工事請負契約書第２５条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第１９条 支給材料及び貸与物件

１．貸付機械は**別紙－７**「貸付機械明細書」のとおりとし、貸付機械は無償貸付とする。その取扱については、「請負工事用建設機械無償貸付仕様書」によるものとする。

２．貸付機械は、災害発生や緊急事態発生など発注者の都合により、返納を命ずる場合がある。

第２０条 施工管理

１．　本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
２．　本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第２１条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２２条 現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器
（２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
（３）臭い逆流防止機能
（４）容易に開かない施錠機能
（５）照明設備
（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）
（13）擬音装置（機能を含む）
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基準等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第２３条 工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度及び令和９年度における重点的安全対策項目は別途監督職員より指示するものとする。

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

年度	作業区分	交通整理員（延人数）	備考
令和８年度	昼間作業	８０人（うち有資格誘導員５０人）	交替要員なし
	夜間作業	４５人（うち有資格誘導員２０人）	交替要員なし
令和９年度	昼間作業	８０人（うち有資格誘導員５０人）	交替要員なし
	夜間作業	４５人（うち有資格誘導員２０人）	交替要員なし

第２４条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
２．真夏日の考え方は下記のとおりである。
（１）真夏日の定義
日最高気温が３０℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。
（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以　上となる日を真夏日とみなす。
②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を、真夏日と　する。
③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が２５℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。
（３）工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
（４）基準日
受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。
当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。
（５）真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期
（６）現場管理費の補正
現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。
・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※
※ 真夏日補正係数：１．２

第２５条 安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第２６条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２７条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第２８条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第２９条 環境対策

受注者は、本作業の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了(工期が令和９年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第３０条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本作業において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第３１条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用

１．受注者は、本作業現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本作業関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。
２．受注者は、本作業の施工に先立ち、本作業関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
３．受注者は、本作業関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証や八都県市確認証明書等のコピーを保管し、本作業関係車輌を把握しなければならない。
４．受注者は、取締りにより本作業関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第３２条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
１．積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第３３条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第３４条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第３５条 給　　水

清掃作業における、給水については下記のとおりとする。

(1) 取水箇所
　東京都八王子市大和田町地先（相武国道事務所内　非常用井戸）
(2) 取水方法
　給水栓

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第３６条 工　　期

工期は、雨天、休日等を見込み、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第３７条 工事工程表の開示試行工事

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。
アンケート調査を実施する場合は、これに協力すること。

第３８条 週休二日の対応

１．本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休２日交替制適用工事」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休２日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日交替制に取組むものとする。
２．週休２日の考え方は下記のとおりである。
１）週休２日
①完全週休２日交替制
対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（２日/７日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
②月単位の週休２日交替制
対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（８日/28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
２）対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また 1 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
・変更した就業規則
４．技術者及び技能労働者の休日の確認方法等
受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
５．施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休２日交替制が未達成の場合は、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休２日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休２日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第３９条 施工時期及び施工時間

本作業の作業区分は、下記によるものとする。

作 業 区 分	施 工 区 分
昼 間 作 業	路面清掃Ａ・落葉清掃Ａ・歩道清掃 側溝清掃ＩＡ・側溝清掃ⅡＡ・排水管清掃ＩＡ・集水桝清掃Ａ 雑作業Ａ
夜 間 作 業	路面清掃Ｂ・落葉清掃Ｂ 側溝清掃ＩＢ・側溝清掃ⅡＢ・排水管清掃ＩＢ・集水桝清掃Ｂ 雑作業Ｂ

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第４０条 新技術の活用等

１．受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、指定若しくは提案された技術を除き、新技術情報提供システム（NETIS）等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の技術の活用について検討し、活用可能な新技術等がある場合は、提案を行うことができる。

２．受注者は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」、「新技術情報提供システム（NETIS）登録申請書の実施規約」に基づき、監督職員の確認を受け新技術（NETIS に登録または登録申請された技術に限る）の活用を行うことができる。

当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。

また、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、発注者と受注者とが協議の上で、設計変更を行うものとする。

３．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

なお、標準的に使用される技術については、活用する新技術が決定した後に監督職員より通知する。

４．受注者は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」（「新技術活用等計画書・実施報告書」及び「活用効果調査表」）を行うものとする。

「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より「活用効果調査入力システム」をダウンロードのうえ作成し、入力したデータを監督職員に提出するものとする。

なお、情報種別記号「－ＶＥ」については「活用効果調査」のうち「実施報告書」「活用効果調査表」を省略できるものとする。（発注者指定型を除く）

５．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第４１条 総価契約単価合意方式について

１．目的

本作業は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

２．共通仕様書第３編１－１－２の適用

請負代金内訳書の提出を求める場合、共通仕様書第３編３－１－１－２第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第４２条 現場技術員

本作業は、現場における現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。
なお、本作業を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第４３条 施工体制調査員

本作業は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。
なお、本作業の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第４４条 施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
２．施工体制の点検員は当該作業の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
４．当該作業の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

第４５条 工事完成図書の納品

１．　本作業は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
２．　成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で 2 部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。
３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第４６条 書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。
・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第４７条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第４８条 一般的義務

1．受注者は、道路を常時良好に管理し、安全かつ円滑な交通を確保することに努めなければならない。

2．受注者は、台風・豪雨・降雪その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分注意を払い、常に対処できる準備をしておかなければならない。

第２章　　個人情報の取扱について

第４９条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第５０条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第５１条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第５２条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第５３条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第５４条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第５５条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第５６条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（**別紙－２**）を発注者に提出しなければならない。

２　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第５７条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することがで　きる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況につ　いて報告を求め、又は検査することができる。

第５８条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第５９条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　　作　業

第６０条 施工内容

１．作業区間は、**別紙発注図面**のとおりとする。
２．契約後、速やかに監督職員と清掃の年間計画を策定し、計画的に清掃を行うものとする。その結果については工事打合せ簿により提出すること。
３．作業を行う際は、作業の着手と完了について監督職員へ情報連絡を行うものとし、その作業の記録を工事打合せ簿にて提出すること。なお、情報連絡方法については、電話、ＦＡＸ、メール等を活用することとし、工事着手時点において監督職員と打合せにより決定するものとする。
４．作業は**別紙－８**「作業区間表」によるものとし、作業サイクルは塵埃量等を勘案し適切に行うものとし、詳細については監督職員と協議を行うものとする。
５．雨天等による途中中止の場合の出来高は、実施距離とする。
６．作業にあたっては、構造物に損傷を与えないよう十分注意して行うものとする。
７．監督職員が必要と認めた場合は、指示により清掃関連作業等を行わせる場合がある。
８．上記により難い場合は監督職員と協議するものとする。

第６１条 路面清掃

路面清掃は、貸与する路面清掃車を主体とし、路面に堆積した土砂塵埃の除去を行うものであり、以下のとおりとする。

１．機械清掃に先立ち、埃の発生をできる限り防止するため路面散水を行うものとし、散水は散水車及び路面清掃車にて行う。
２．締め固まった土砂の掘り起こし、機械清掃では収集できない粗大塵埃の除去、掃き残し処理、障害物の除去等は人力にて行うものとする。
３．収集した塵埃をダンプトラック等で運搬する場合は、運搬中に塵埃が飛散しないようにシート等で覆うものとする。なお、運搬は４ｔダンプトラックを想定している。
４．路面清掃車に使用するブラシは清掃作業に適したものとし、作業に使用する材料等は作業に支障のないように手配しておくものとする。
５．上記により難い場合は監督職員と協議するものとする。

第６２条 落葉清掃

落葉清掃は、貸与する路面清掃車を主体とし、路面に堆積した土砂塵埃、落ち葉の除去を行うものであり、以下のとおりとする。
１．落葉清掃は、落ち葉清掃時期において、落ち葉の状況を見ながら１コース当たり、週１～３日を目処に実施するものとし、作業実施については監督職員と協議するものとする。
２．落ち葉清掃は無散水での清掃を基本とするが、埃の発生を防止する必要がある箇所等がある場合は、埃の発生を出来る限り防止するため散水車及び路面清掃車により路面散水を行うものとする。
３．締め固まった土砂の掘り起こし、機械清掃では収集できない粗大塵埃の除去、掃き残し処理、障害物の除去、落ち葉袋の回収等は人力にて行うものとする。
４．収集した塵埃をダンプトラック等で運搬する場合は、運搬中に塵埃が飛散しないようにシート等で覆うものとする。なお、運搬は４ｔダンプトラックを想定している。
５．路面清掃車に使用するブラシは清掃作業に適したものとし、作業に使用する材料等は作業に支障のないように手配しておくものとする。
６．落ち葉清掃時期の開始及び終了については、監督職員の指示によるものとする。
７．上記により難い場合は監督職員と協議するものとする。

第６３条 歩道清掃（人力清掃）

１．歩道上（植栽帯含む）の落ち葉等（土砂、紙屑等の塵埃を含む）を人力により清掃し、トラック等へ積込み運搬するものとする。なお、運搬は４ｔダンプトラックを想定している。
また、作業実施については、監督職員と協議するものとする。
２．収集した塵埃は運搬中に飛散しないようにシート等で覆うものとする。
３．落ち葉清掃時期の開始及び終了については、監督職員の指示によるものとする。

第６４条 側溝清掃Ⅰ

１．側溝清掃Ⅰは、側溝清掃車及び排水管清掃車により側溝内に堆積した土砂塵埃等を除去し、水が十分通り抜けるよう施工するものとする。
また、作業実施については、監督職員と協議するものとする。
２．収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第６５条 側溝清掃Ⅱ

１．側溝清掃Ⅱは、側溝清掃車により側溝内に堆積した土砂塵埃等を除去し、水が十分通り抜けるよう施工するものとする。なお、蓋の開閉は丁寧に行い、破損しないように注意して取扱うものとする。
また、作業実施については、監督職員と協議するものとする。
２．収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第６６条 排水管清掃Ⅰ

１．排水管清掃は、側溝清掃車及び排水管清掃車により道路縦横断管内に堆積した土砂塵埃等を除去し、水が十分通り抜けるよう施工するものとする。
また、作業実施については、監督職員と協議するものとする。
２．収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第６７条 集水桝清掃

１．集水桝清掃は、側溝清掃車により桝内に堆積した土砂塵埃等を除去し、桝及び桝周囲を水洗いするものとする。なお、桝蓋の開閉は丁寧に行い、破損しないように注意して取扱うものとする。
　また、作業実施については、監督職員と協議するものとする。
２．収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第６８条 ジョイント清掃

１．ジョイント清掃は、排水管清掃車及び側溝清掃車により、橋梁の排水管（ジョイント部）に堆積した土砂等を清掃するものとする。なお、現場条件によりリフト車の使用が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
　また、作業実施については、監督職員と協議するものとする。
２．収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第６９条 橋梁排水管清掃

１．橋梁排水管清掃は、排水管清掃車及び側溝清掃車により排水溝（ドレーン）及び流末内に堆積した土砂等を清掃するものとする。なお、現場条件によりリフト車の使用が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
　また、作業実施については、監督職員と協議するものとする。
２．収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第７０条 雑作業

１．雑作業は、監督職員の指示により臨時で行う清掃関連の作業であり、当初見込んでいる数量は以下の通りである。

年度	作業区分	雑　作　業　内　容	数　量	適　　用
令和８年度	昼間作業	土木一般世話役	１０人	
		普通作業員	２０人	
		ライトバン	５０時間	運転手を含む
		トラック（2t）	５０時間	運転手を含む
		ダンプトラック（4t）	１００時間	運転手を含む
		側溝清掃車	８時間	運転手を含む
		排水管清掃車	８時間	運転手を含む
	夜間作業	土木一般世話役	１人	
		普通作業員	１人	
		ライトバン	８時間	運転手を含む
		トラック（2t）	８時間	運転手を含む
		ダンプトラック（4t）	８時間	運転手を含む
		側溝清掃車	８時間	運転手を含む
		排水管清掃車	８時間	運転手を含む
令和９年度	昼間作業	土木一般世話役	１０人	
		普通作業員	２０人	
		ライトバン	５０時間	運転手を含む
		トラック（2t）	５０時間	運転手を含む
		ダンプトラック（4t）	１００時間	運転手を含む
		側溝清掃車	８時間	運転手を含む
		排水管清掃車	８時間	運転手を含む
	夜間作業	土木一般世話役	１人	
		普通作業員	１人	
		ライトバン	８時間	運転手を含む
		トラック（2t）	８時間	運転手を含む
		ダンプトラック（4t）	８時間	運転手を含む
		側溝清掃車	８時間	運転手を含む
		排水管清掃車	８時間	運転手を含む

２．作業日、作業場所、作業内容については監督職員の指示に基づいて行うものとし、設計変更の対象とする。
３．作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
４．上記数量には、落ち葉時期における落ち葉袋回収（昼間作業）を含んでいる。
５．上記数量における側溝清掃車及び排水管清掃車については、ジョイント清掃及び橋梁排水管清掃を想定している。

第７１条 発生材処理

１．本作業で行う塵埃等の運搬処理等は、関係法令等を遵守し適切に処理するものとする。
２．路面清掃及び落葉清掃で発生する塵埃の受入場所、受入条件等は、次のとおりとする。
（１）受入場所　　東京都西多摩郡日の出町平井 26-1
　　（株）スイーピングサービス
（２）受入時間　　８時から１７時まで（第２土曜日、日祝日は除く）
（３）仮置の有無　　仮置はしないものとする。
（４）運搬　　発生材は、昼間にダンプトラック（４t）にて運搬するものとする。
（５）処分費　　３３，０００円／m3（消費税別途）
３．排水施設清掃で発生する汚泥の受入場所、受入条件等は、次のとおりとする。
（１）受入場所　　東京都西多摩郡日の出町平井 26-1
　　（株）スイーピングサービス
（２）受入時間　　８時から１７時まで（第２土曜日、日祝日は除く）
（３）仮置の有無　　仮置はしないものとする。
（４）運搬　　発生材は、昼間に側溝清掃車にて運搬するものとする。
（５）処分費　　３５，０００円／ｔ（消費税別途）
４．搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
５．作業発注後に明らかになった止むを得ない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
６．実際に要した受入費を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

第７２条 作業報告

作業終了後、速やかに作業報告書等を作成し、監督職員に清掃状態の確認を受けなければならない。

報告書等	排水施設清掃	路面清掃	雑作業
作業日報	作業日毎	作業日毎	作業日毎
タコグラフ	作業日毎	作業日毎	必要の都度
作業報告書	必要の都度	必要の都度	必要の都度

第７３条 損傷部等の報告

作業中に構造物等の損傷及び不良箇所を発見した場合又は、通行止めや異常渋滞・重大事故（死亡・特車関係）の発生を目撃した場合には速やかに監督職員に報告するものとする。

第７４条 車両基地

１．本作業で使用する車両基地は以下の通りとする。
　　所在地：東京都八王子市大和田地先（大和田基地）
　　東京都八王子市大谷町地先（龍谷寺基地）
２．受注者は、善良な管理のもとに車両基地を使用し、破損等を生じた場合は受注者の責任において現状に復するか、又は障害を賠償するものとする。
３．上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４章　　その他

第７５条 震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第７６条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第７７条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。
また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第７８条 苦情等の処理

作業中、沿道住民より苦情又は意見等があった場合は丁寧に対応し、直ちに監督職員に報告すると共に適切な措置を取らなければならない。

（以上）

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第３９条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第３６条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第２９条 ～第３３条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第２３条 第５項
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。	第７１条
その他	■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第１９条
	■ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第３５条

別紙－7

貸 付 機 械 明 細 書

機械名	規格	機械番号	使用目的	貸付期間 又は日数	引渡場所	返納場所	備考
路面清掃車	ﾌﾞﾗｼ式、 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ 1.5m3級 （軽油）	29-1309	清掃作業	必要に応じて	大和田基地	大和田基地	
路面清掃車	ﾌﾞﾗｼ式、 ﾘﾔﾘﾌﾄﾀﾞﾝﾌﾟ 1.2m3級 （軽油）	R02-1321	清掃作業	必要に応じて	大和田基地	大和田基地	
散水車	5,800L （軽油）	25-1305	清掃作業	必要に応じて	大和田基地	大和田基地	
散水車	4,700L　給水装置付 （軽油）	R02-1302	清掃作業	必要に応じて	大和田基地	大和田基地	
排水管清掃車	水ｼﾞｪｯﾄ式　5,800L （軽油）	R02-1317	清掃作業	必要に応じて	竜谷寺基地	竜谷寺基地	
側溝清掃車	ロータリブロア式 6.0m3 （軽油）	R02-1308	清掃作業	必要に応じて	竜谷寺基地	竜谷寺基地	

作業区間表

【路面清掃工】

種別	コース名	路線番号	初年度分				次年度分			
			清掃区間	清掃区間距離（km）	清掃回数（回/年）	年間延べ清掃距離（km）	清掃区間	清掃区間距離（km）	清掃回数（回/年）	年間延べ清掃距離（km）
路面清掃（A）［昼間］	路面日１	20号	19.63kp ～ 33.20kp	27.14	3	81.42	19.63kp ～ 33.20kp	27.14	3	81.42
	路面日２		33.20kp ～ 43.26kp	20.16	3	60.48	33.20kp ～ 43.26kp	20.16	3	60.48
	路面日３		43.26kp ～ 53.70kp	20.02	3	60.06	43.26kp ～ 53.70kp	20.02	3	60.06
	路面日４		53.70kp ～ 63.00kp	28.00	1	28.00	53.70kp ～ 63.00kp	28.00	1	28.00
	路面日５		63.00kp ～ 72.30kp	18.40	1	18.40	63.00kp ～ 72.30kp	18.40	1	18.40
路面清掃（B）［夜間］	路面八１	16号	16.27kp ～ 28.10kp	24.96	3	74.88	16.27kp ～ 28.10kp	24.96	3	74.88
	路面八２		28.10kp ～ 38.25kp	21.70	3	65.10	28.10kp ～ 38.25kp	21.70	3	65.10
	路面八３		33.00kp ～ 44.00kp	24.10	3	72.30	33.00kp ～ 44.00kp	24.10	3	72.30
	路面八４		38.25kp ～ 48.10kp	23.69	3	71.07	38.25kp ～ 48.10kp	23.69	3	71.07
	路面八５		48.10kp ～ 58.63kp	24.20	3	72.60	48.10kp ～ 58.63kp	24.20	3	72.60
落葉清掃（A）［昼間］	落葉A日１	20号	19.63kp ～ 24.70kp	10.14	5	50.70	19.63kp ～ 24.70kp	10.14	5	50.70
	落葉A日２		24.70kp ～ 32.20kp	15.00	5	75.00	24.70kp ～ 32.20kp	15.00	5	75.00
	落葉A日３		38.65kp ～ 50.50kp	17.74	8	141.92	38.65kp ～ 50.50kp	17.74	8	141.92
落葉清掃（B）［夜間］	落葉B八１	16号	18.60kp ～ 30.18kp	14.32	3	42.96	18.60kp ～ 30.18kp	14.32	3	42.96
	落葉B八２		39.66kp ～ 48.10kp	12.04	3	36.12	39.66kp ～ 48.10kp	12.04	3	36.12

【歩道清掃工】

種別	コース名	路線番号	初年度分				次年度分			
			清掃区間	清掃区間面積（㎡）	清掃回数（回/年）	年間延べ清掃面積（㎡）	清掃区間	清掃区間面積（㎡）	清掃回数（回/年）	年間延べ清掃面積（㎡）
歩道清掃［昼間］	歩道八１－１	16号	18.60kp ～ 20.56kp	12,152	2	24,304	18.60kp ～ 20.56kp	12,152	2	24,304
	歩道八１－２		20.92kp ～ 21.38kp	2,852	5	14,260	20.92kp ～ 21.38kp	2,852	5	14,260
	歩道八２－１		26.24kp ～ 28.10kp	11,532	3	34,596	26.24kp ～ 28.10kp	11,532	3	34,596
	歩道八２－２		28.10kp ～ 28.85kp	4,650	4	18,600	28.10kp ～ 28.85kp	4,650	4	18,600
	歩道八２－３		28.85kp ～ 30.18kp	8,246	3	24,738	28.85kp ～ 30.18kp	8,246	3	24,738
	歩道八３－１		26.83kp ～ 27.30kp	2,914	3	8,742	26.83kp ～ 27.30kp	2,914	3	8,742
	歩道八３－２		27.30kp ～ 28.10kp	4,960	3	14,880	27.30kp ～ 28.10kp	4,960	3	14,880
	歩道八３－３		28.10kp ～ 28.85kp	4,650	4	18,600	28.10kp ～ 28.85kp	4,650	4	18,600
	歩道八３－４		28.85kp ～ 29.45kp	3,720	3	11,160	28.85kp ～ 29.45kp	3,720	3	11,160
	歩道八４		46.87kp ～ 48.10kp 46.87kp ～ 47.80kp	6,627	1	6,627	46.87kp ～ 48.10kp 46.87kp ～ 47.80kp	6,627	1	6,627
	歩道日１－１	20号	19.63kp ～ 21.35kp	10,320	6	61,920	19.63kp ～ 21.35kp	10,320	6	61,920
	歩道日１－２		21.35kp ～ 24.70kp	16,080	6	96,480	21.35kp ～ 24.70kp	16,080	6	96,480
	歩道日２－１		24.70kp ～ 28.60kp	17,940	3	53,820	24.70kp ～ 28.60kp	17,940	3	53,820
	歩道日２－２		28.60kp ～ 32.00kp	17,000	3	51,000	28.60kp ～ 32.00kp	17,000	3	51,000
	歩道日３－１		38.67kp ～ 41.32kp	11,130	3	33,390	38.67kp ～ 41.32kp	11,130	3	33,390
	歩道日３－２		42.30kp ～ 43.28kp	5,880	3	17,640	42.30kp ～ 43.28kp	5,880	3	17,640
	歩道日３－３		43.28kp ～ 44.60kp	5,544	3	16,632	43.28kp ～ 44.60kp	5,544	3	16,632
	歩道日４－１		46.60kp ～ 47.32kp	3,888	6	23,328	46.60kp ～ 47.32kp	3,888	6	23,328
	歩道日４－２		47.32kp ～ 47.60kp	1,512	6	9,072	47.32kp ～ 47.60kp	1,512	6	9,072
	歩道日４－３		47.60kp ～ 47.88kp	1,512	3	4,536	47.60kp ～ 47.88kp	1,512	3	4,536
	歩道日４－４		47.88kp ～ 48.42kp	2,916	3	8,748	47.88kp ～ 48.42kp	2,916	3	8,748
	歩道日４－５		48.42kp ～ 48.82kp	2,160	6	12,960	48.42kp ～ 48.82kp	2,160	6	12,960
	歩道日４－６		48.82kp ～ 49.10kp	1,512	6	9,072	48.82kp ～ 49.10kp	1,512	6	9,072
	歩道日４－７		49.10kp ～ 50.10kp	5,400	6	32,400	49.10kp ～ 50.10kp	5,400	6	32,400
	歩道日４－８		50.10kp ～ 50.50kp	2,160	6	12,960	50.10kp ～ 50.50kp	2,160	6	12,960

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所　管理第二課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
道路清掃工 R8年度		式		1		
路面清掃工 R8年度		式		1		
路面清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km		248		
路面清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km		355		
落葉清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km		267		
落葉清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km		79		
路面清掃(歩道･人力) 【昼間】	歩道　塵埃量少ない	m2		620,465		
発生材処理 R8年度		式		1		
塵埃運搬 【昼間】		回		80		
塵埃処分費	路面清掃発生材処理	m3		290		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
排水施設清掃工 R8年度		式		1		
側溝清掃ＩＡ 【昼間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50%未満	m		250		
側溝清掃ＩＢ 【夜間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50%未満	m		250		
側溝清掃ⅡＡ 【昼間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	m		250		
側溝清掃ⅡＢ 【夜間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	m		250		
排水管清掃ＩＡ 【昼間】	管径200mm以上400mm未満　堆積率50%未満	m		250		
排水管清掃ＩＢ 【夜間】	管径200mm以上400mm未満　堆積率50%未満	m		250		
集水桝清掃Ａ 【昼間】	泥土堆積厚 20cm未満	箇所		150		
集水桝清掃Ｂ 【夜間】	泥土堆積厚 20cm未満	箇所		150		
発生材処理 R8年度		式		1		
汚泥処分費	排水施設清掃発生材処理費	t		80		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
雑作業工 R8年度		式		1		
雑作業 R8年度		式		1		
雑作業Ａ 【昼間】		式		1		
雑作業Ｂ 【夜間】		式		1		
仮設工 R8年度		式		1		
交通管理工 R8年度		式		1		
交通誘導警備員 Ａ【昼間】		式		1		
交通誘導警備員 Ｂ【昼間】		式		1		
交通誘導警備員 Ａ【夜間】		式		1		
交通誘導警備員 Ｂ【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和８年度分）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
道路清掃工 R9年度		式		1		
路面清掃工 R9年度		式		1		
路面清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km		248		
路面清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km		355		
落葉清掃(機械)Ａ 【昼間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km		267		
落葉清掃(機械)Ｂ 【夜間】	路面清掃車＋散水車＋ダンプトラック	km		79		
路面清掃(歩道･人力) 【昼間】	歩道　塵埃量少ない	m2		620,465		
発生材処理 R9年度		式		1		
塵埃運搬 【昼間】		回		80		
塵埃処分費	路面清掃発生材処理	m3		290		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
排水施設清掃工 R9年度		式		1		
側溝清掃ＩＡ 【昼間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50%未満	m		250		
側溝清掃ＩＢ 【夜間】	断面0.125m2以上0.5m2未満　堆積率50%未満	m		250		
側溝清掃ⅡＡ 【昼間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	m		250		
側溝清掃ⅡＢ 【夜間】	蓋開閉あり　40kg以上80kg以下　1.66枚／m	m		250		
排水管清掃ＩＡ 【昼間】	管径200mm以上400mm未満　堆積率50%未満	m		250		
排水管清掃ＩＢ 【夜間】	管径200mm以上400mm未満　堆積率50%未満	m		250		
集水桝清掃Ａ 【昼間】	泥土堆積厚 20cm未満	箇所		150		
集水桝清掃Ｂ 【夜間】	泥土堆積厚 20cm未満	箇所		150		
発生材処理 R9年度		式		1		
汚泥処分費	排水施設清掃発生材処理費	t		80		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
雑作業工 R9年度		式		1		
雑作業 R9年度		式		1		
雑作業Ａ 【昼間】		式		1		
雑作業Ｂ 【夜間】		式		1		
仮設工 R9年度		式		1		
交通管理工 R9年度		式		1		
交通誘導警備員 Ａ【昼間】		式		1		
交通誘導警備員 Ｂ【昼間】		式		1		
交通誘導警備員 Ａ【夜間】		式		1		
交通誘導警備員 Ｂ【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業（令和９年度分）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９相武国道管内道路清掃作業

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事価格		式		1		1年目
工事価格		式		1		2年目
工事価格		式		1		工事全体
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

国土交通省 関東地方整備局